

資料	介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進について	平成26年7月 交通企画課
1 現状と課題		
昨年11月から本年3月にかけて、介護事業者等による高齢者送迎中の交通事故が3件連続で発生。高齢者等の介護に伴う送迎については、運輸局の許可を必要としないデイサービスや過疎地においてNPO法人の自家用有償運送などが行われているが、全般的に交通安全の確保・向上に向けた事業者の取組みは未だ十分でない現状が窺われる。		
今後、高齢化社会の進展とともに、介護・医療サービスの需要がさらに高まることが予想される中、送迎中の重大交通事故の発生に歯止めをかけるため、介護事業者等に対する指導強化を図る必要がある。		
2 発生状況		
<ul style="list-style-type: none">○ 平成25年11月：三次市作木町（2人死傷），道路脇に転落○ 同 12月：広島市安佐北区白木町（3人死傷），踏切で列車と衝突○ 平成26年3月：呉市倉橋町（6人死傷），道路脇の立木に衝突		
【特徴等】		
<ul style="list-style-type: none">・ 運行経路～いずれも高齢者を同乗した後、施設に向かう途中の事故・ 道路環境～中山間地域、島嶼部など、距離は短いが、幅員が狭く傾斜も急・ 運転者～いずれも60歳前後、補助者なし・ 運転状況～踏切不注意や単独での道路外逸脱など、運転者の方的過失・ その他～シートベルトの非着用が被害を拡大		
3 交通事故防止対策の推進状況		
(1) 事業者に対する依頼文の発出（平成25年12月26日付け） 広島県、広島県警察の連名により、県内の約500事業者（経営母体事業者、傘下約8,900）に対し、再発防止依頼文と資料（運転管理チェックポイント）を発出。		
(2) 連絡会議の開催等（平成26年1月31日、3月3日） 出席者：中国運輸局広島運輸支局、広島県（介護保険課、県民活動課）、広島県警、広島市（介護保険課、道路管理課）、老人福祉連盟、交通安全協会など 内 容：発生状況の情報共有、諸対策の推進方策など その他の：県所管以外の政令市（広島市）、中核市（福山市、呉市、三次市）についても協力依頼を実施		
(3) 集団指導研修時における交通安全講習の実施（平成26年2月24日～3月15日） 県介護保険課などが実施する介護事業者に対する集団指導研修時において、交通安全講習を実施（広島市、福山市、呉市、三次市）		
4 今後の取組予定		
<ul style="list-style-type: none">(1) 介護事業者等が関係する交通事故の実態把握、情報共有のシステムづくり(2) 介護事業者、主管機関等のネットワーク構築による連携強化(3) 介護事業者が実施する交通事故防止対策の支援（研修への組込、チェックポイント周知）(4) 主管機関による事業者訪問時の個別指導の推進		

運転管理チェックポイント

チェック項目	チェックポイント	チェック
運転者の健康状態 (酒気帯び)のチェック	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 運転者の体調等を把握しているか。 <input type="radio"/> 運転者が飲酒状態ではないか。(前日のお酒が残っていないか。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良等の場合は申し出るようあらかじめ周知するとともに、運転交替などにより、適切に対応する。 ・ 管理者なども運転者の健康状態(服装や髪の乱れ等も)に配意する。 ・ 前日の酒の有無はアルコールチェックによる検査が効果的。 業務中の飲酒運転は、本人のみならず、組織も責任を問われる。 	
運転技能の確認 運転者免許証等のチェック	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 運転者の運転経験、交通事故歴、違反歴などを把握しているか。 <input type="radio"/> 運転者の運転技能を把握しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転経験、運転技能等を把握し、個々の適正に応じた指導を行う。 ・ 介護業務とは別の観点で、運転技能を十分に有する者を配置する。 ・ 運転技能は、自動車学校・交通安全協会などに申し込むことにより、再教育とともに客観的な評価を受けることが可能。 ・ 違反歴は、自動車安全センターが発行する「交通経歴証明書」により確認が可能(本人申込み) <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 有効な運転免許証を所持しているか。有効期限が切れていないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証の現物確認により、有効な免許であることを確認する。 (本人の更新忘れも予防) 	
運行管理・車両管理の実施	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 安全運転管理者(運行責任者)、車両点検者を指定しているか。 <input type="radio"/> 管理者等が業務中の運行経路等を把握しているか。 <input type="radio"/> 適切な車両管理、運行前点検を実施しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転管理者等を指定し、確実な運行管理、車両点検を行う。 ・ 管理者等は、運行経路の危険箇所等を把握し、必要な指示をする。 ・ 点検者は、車検、保険の有効期限などを管理し、タイヤ摩耗、オイル交換などのメンテナンスを適切に行う。 	
運転者教育の実施・出発時の声かけ	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 定期、随時の運転者教育を実施しているか。 <input type="radio"/> 出発前に交通事故防止に関するアドバイスを行っているか。 <input type="radio"/> 業務車両のエンジンキーを責任者等が管理しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝礼時などを活用し、ヒヤリハット体験などを話し合う機会を設ける。 ・ 事業所講習など、定期的な交通安全教育を積極的に実施する。 ・ 業務車両のエンジンキーを責任者等が管理することにより、運転者に対し、出発前の交通安全の声かけなどを確実に行う。 	
防衛運転の実施・交通関係法令の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 安全確認の徹底など、防衛運転を実施させているか。 <input type="radio"/> 交通関係法令を遵守させているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 天候、道路状況、渋滞情報などの情報を積極的に入手し、余裕のある運転に努める。 ・ 交差点における安全確認の徹底、車間距離の保持など、防衛運転意識の高揚を図る。 ・ できる限り安全な道路を遠回りでも通行することや、通勤、通学時間帯の通行はできる限り避けることなどを指導する。 ・ 交通関係法令の遵守、安全運転の基本を守る。 特にシートベルト着用による被害軽減効果を周知し、同乗者全員の着用を徹底する。 	

車の後部座席に乗車中に、シートベルトをしていなかった高齢者が死亡する交通事故が発生

～シートベルト着用により守ることのできる命があります～
利用者の送迎を行われる場合は、全員がシートベルトを正しく着用するよう声かけをお願いします。

	死 者 数	負傷者数	致 死 率
着 用	30	10701	0.28%
非 着 用	15	868	1.73%

シートベルト非着用の致死率は
着用の場合の約**6倍**

四輪後部席同乗中の交通事故死者
3人中2人(66.6%)が
ベルト非着用

【平成25年広島県内の統計】

6倍

チャイルドシート

64.8%

チャイルドシート使用率
全国平均：60.2%
※H25.4/ 警察庁・JAF合同調査

広島県内一般道路におけるシートベルト着用率
※H25.10/ 警察庁・JAF合同調査

後部座席
23.3%

運転席
98.1%

助手席
92.8%

車に乗ったら

すべての席で

シートベルトを

正しく着用！

広島県警察本部交通部交通企画課